

議案第17号

藤岡市小口資金融資促進条例の一部改正について

藤岡市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月27日提出

平成30年2月27日可決

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

藤岡市小口資金融資促進条例（平成7年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「設備資金」の次に「（土地を取得するためのものを除く。第4号において同じ。）」を加える。

附則第3項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。